

特定適格消費者団体の  
認定・監督に関する指針等検討会  
第7回議事録

消費者庁消費者制度課

# 第7回特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会 議事次第

日 時：平成26年10月9日（木）14:00～15:30

場 所：消費者委員会 大会議室

1. 開 会

2. 報酬及び費用の基準に関する事項

3. その他

4. 閉 会

**升田座長** ただいまから、第7回「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」を開催いたします。なお、和田委員からは御欠席の御連絡をいただいております。

まず、議題に入ります前に、本日の配付資料につきまして消費者庁から御説明をお願いいたします。

**加納制度課長** それでは、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。資料でございますが、資料1が本日御議論いただく資料でございます。報酬・費用に関して取り上げております。資料2が検討事項と今後の進め方ということでございまして、本日御議論いただくところにつきましては下線をつけております。参考資料1は、本日御欠席の和田委員から事前に御提出いただいた資料、参考資料2としまして、「被害回復関係業務における費用の具体例」を記載したものを配付させていただいております。また、机上配付物といたしまして、弁護士の報酬に関する日弁連のパンフレットを御用意させていただいております。以上でございます。

**升田座長** 本日の検討会は、「報酬及び費用の基準に関する事項」を検討事項といたしております。今回の資料1につきましては1から6に分かれておりますので、順次検討の対象としたいと思います。では、資料1の1から2までの説明をお願いいたします。

**小田専門官** では、資料の説明をいたします。その前に、まず参考資料として配付している弁護士の報酬ガイドについて若干触れたいと思います。

こちらは、日本弁護士連合会が作成したもので、弁護士が大体どの程度の報酬を取っているのかをパンフレットにしたものになります。そして、資料を1枚開いていただいたところに、弁護士費用としてどういうものがあるかということが記載されていますので、今回の資料を議論する上でイメージをつかんでいただくために、その点について若干説明したいと思います。

まず、1枚開いていただいて2ページ目の下の方で「弁護士費用って、いったい何？」という記載があると思いますけれども、弁護士費用の大枠かかるものとしては、弁護士に対する報酬部分と実費に関する部分があります。弁護士に関する報酬部分については、右の3ページのところに書いてありますとおり、一般的には着手金、報酬金、手数料、そういうものとか、あとは法律相談料、書面による鑑定料、タイムチャージとかがあります。そして、着手金・報酬金というものはどういうものかといいますと、着手金は、ここのパンフレットにありますとおり、結果に成功・不成功があるときに、結果にかかわらず弁護士が手続を進めるために着手時に支払う、いわゆるファイトマネーですということになっています。そして、報酬金については、一般的には成功の程度に応じて支払う成功報酬のことになります。

実費についてはその下に書いてありますけれども、収入印紙代とか、交通費、通信費、コピー代とかが実費として徴収される形になっております。今のは弁護士

報酬に関する案内なのですけれども、資料について御説明いたします。

資料の中で今回御議論いただくのは、消費者の利益の擁護の見地から不当なものではないこととは具体的にどういうことかということになります。今回の資料では具体的な金額、数字は入っておりませんが、それについては、今回の検討会で考え方について御議論いただいて、その考え方を踏まえまして次回以降に具体的な金額というものを示して御議論いただきたいと考えているところになります。四角の中ですけれども、法第65条第4項第6号に規定される「消費者の利益の擁護の見地から不当なものではないこと」とは、以下のとおりに考えられるとして、①から⑤まで考え方を示しています。ここが今回の資料の大枠になっています。

まず、①として、上限を定めるべきこと。

②として、上限を定めるに際しては、本制度が消費者の利益の擁護のための制度として持続的に機能すべきこと。

③として、相当多数の消費者に共通する費用の存在による消費者一人当たりの費用負担軽減を考慮すべきこと。

④として、被害回復関係業務に要する労力及び費用については、回収金額が極めて低額又は無い場合でも、対象消費者において一定額は負担すべきこと。

⑤として、報酬及び費用の上限は手続ごとに定めるべきことと書いてあります。

①から⑤番については、2ページの2.以降で具体的なことを記載しております。まず、1.の「総論」の部分ですけれども、「被害回復関係業務の遂行においては、一定の費用の支出が不可避免的に生じるところ、特定適格消費者団体が合理的な範囲内でこれを回収することができるようにすることが、本制度の持続性を保つ上で必要不可欠である。他方で、被害回復関係業務は消費者の利益の擁護を目的とするものであり、特定適格消費者団体が報酬又は費用を得る場合であっても、それが消費者の取戻額を不当に少なくするものであってはならない。そこで、法は、特定適格消費者団体は、被害関係回復業務を行うことに関し、授権を受けた消費者から報酬及び費用の支払を受けることができることとして、弁護士法第72条の例外として法第76条を設けつつ、特定適格消費者団体が被害回復関係業務に関して報酬又は費用を受ける場合は、報酬又は費用に関する規定を定め、その規定について、『被害回復関係業務に関して支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないこと』が特定適格消費者団体の認定要件とされている」という形になっております。

2ページの2.以降ですけれども、まず、「許容される報酬及び費用の上限を定めるべきこと」という形になります。

「被害回復関係業務は、消費者の利益の擁護を目的とするものであり、特定適格消費者団体が報酬又は費用を得る場合であっても、それが消費者の取戻額を不当に

少なくするものであってはならない。そこで、本指針では、『消費者の利益の擁護の見地から不当なものでない』の具体的な内容として、特定適格消費者団体が被害回復関係業務に関して消費者から受け取ることができる報酬及び費用の上限となる基準を示すこととし、特定適格消費者団体においては、当該上限の範囲内で、消費者の利益の擁護の観点から適切な報酬・費用基準に則って被害回復関係業務を行うこととする。なお、本指針では、特定適格消費者団体が被害回復関係業務に関して消費者に請求することができる報酬及び費用の上限を定めるものであり、特定適格消費者団体が弁護士その他第三者との間で締結する契約における対価その他の内容について何ら言及するものではない」という点を御留意ください。資料については以上になります。

**升田座長** どうもありがとうございました。それでは、ただいま御説明ありました点につきまして御質問、御意見ございましたらお願いいたします。どうぞ、大高委員。

**大高委員** まず、1.の「総論」部分につきましては、ここに書いてありますとおり、特定適格消費者団体において費用を合理的な範囲で回収するものとする一方、消費者の取戻額が不当に少なくならないようにするという点は基本的な考え方として妥当なものと思っております。もっとも、各論で具体的に問題になることでありますけれども、そのバランスというものが重要であろうと思っております。いずれか一方だけを強調するということは望ましくないのではないかと考えているところであります。それを踏まえまして、2.の「許容される報酬及び費用の上限を定めるべきこと」について、以下2点ほど意見を申し上げたいと思います。

まず、定められることになる指針につきましては、資料にもありますとおり、特定適格消費者団体が委任する弁護士等の報酬を直接に規制するものではないとされておりますが、事実上、特定適格消費者団体が委任する弁護士への報酬額も間接的に規制をするといえますか、制約をする側面があることは否定できないところがあると思っております。この弁護士報酬につきましては、今日お配りいただきました日弁連のパンフレットの2ページ目にもありますとおり、従前は弁護士会の規則の形で報酬基準というものが定められておりましたけれども、公正取引委員会からの指摘もありまして基準が廃止されて、現在は自由競争に委ねられているところであります。このため、指針により一定の上限額、報酬とはいえ上限額を具体的に明記することは、こういった競争原理をゆがめる効果を持ち得ることがあり得るということは考慮しておく必要があるのだろうと思っております。

2点目として、今、申し上げた点にもかかわるところでありますけれども、そういった報酬額を上限額の形で具体的に定めるということは、一見消費者にとって有利に見える部分もございますけれども、そうではない面もあり得るということは指摘をしておきたいと思っております。上限額を具体的に定めた場合、特に低額の被害事件などで団体が要する経費を上限額の範囲では賄うことができないというようなケー

スも十分に想定されるところであります。そういったケースでは、これまで議論をしてきた多少厳しい経理的要件との関係もありますので、なかなか特定適格消費者団体としてはそういった上限額では費用を賄えない事件というのは手を出しづらくなる、むしろ取り組めなくなるということも想定されることでもあります。それは、すなわち結果的にその分野に関しては被害救済がされなくなるということになりますので、消費者の利益につながらないという場合も出てくるかと思えます。

こういったことから、今回上限ということで御提案をいただいておりますけれども、場合によっては、そういった上限という具体的な数値を示すのではなく、あくまで指針的なものにとどめるということも検討される余地というのはあるのではないかと考えているところであります。以上です。

**升田座長** そのほかいかがでしょうか。三木委員、どうぞ。

**三木委員** 私も1ページの「総論」のところの「消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないこと」の基本的な考え方については、特定適格消費者団体が報酬又は費用を得る場合であっても、それが消費者の取戻額を不当に少なくするものであってはならないとしていることについて異論はありません。しかし、2ページの各論のところなのですが、「許容される報酬及び費用の上限を定めるべきこと」というところに対しては、いささか疑問を持っているのですが、消費者の取戻額を不当に少なくするものであってはならないことはもちろんそうなのですが、個々の案件について一定の上限額を定めてしまうことは違和感があります。そもそも確認したいのですが、上限を決めなければいけないのは法律上どこに書かれているのか、その根拠について確認したいと思います。

**小田専門官** 条文の文言としては、この「消費者の利益の擁護の見地から不当なものではない」という言葉から上限を定めることを導いているところになりますが、その理由は幾つかありまして、まず、先ほど来出ていますように、消費者の利益の擁護ということからすると、消費者の取戻額を一定額は絶対確保しようという要請があるかと思えます。消費者の取戻額を一定額確保しようということからすると、やはり上限額を設けようとなります。また、大高委員から指摘があった点で、消費者にとって必ずしも有利にならないという御指摘がありましたけれども、上限という具体的な数字を示した方が消費者にとってわかりやすくなるのではないかと考えています。抽象的な言葉だけ並べておいても、それが消費者にとって自分が支払った報酬が不当かどうかというのは判断できないかと思うのです。それについては、やはり上限という具体的な数字を書いておいた方がわかりやすくなるのではないかと考えています。

もう一つ、法律の趣旨という観点から考えますと、「消費者の利益の擁護の見地から不当なものではない」という言葉については国会審議の中でも上限を示すということを説明しておりますので、法律の趣旨としては、この「消費者の利益の擁護

の見地から不当なものではない」の意味合いとしては上限を設けるということになるかと思えます。

**升田座長** そのほかいかがでしょうか。どうぞ、澤委員。

**澤委員** 上限を定めるべきことについて、私は賛成です。やはり消費者の利益の保護は重要と思えます。例えば特定適格消費者団体や弁護士だけが損害賠償金のほとんどを持っていってしまうというような状況というのは、必ずしも消費者の利益にかなっている状況ではないと思えます。そういった状態を防ぐためには、こういった上限を定めて明確にしておくべきと思っております。

もう1点、2.の3段落目の「なお」以下のところですがけれども、私は、ここを記載する必要はないと思っております。といいますのは、説明にあるとおり、指針は弁護士との契約内容を規律するものではないと思えますけれども、特定適格消費者団体が弁護士に委託するに際しては、指針上の報酬の考え方をベースにせざるを得ない状況だと思えます。財産基盤の話もあります。恐らく第一段階から弁護士に委託することになると思えますけれども、その第一段階でどれくらいの報酬がかかるかというのは、最終的に消費者の共通費用の部分に影響するかと思えます。そうすると、この契約がフリーハンドにできてしまうという状況は避けるべきと思っております。したがって、あえてここで「なお」以下のことを書く必要はないのではないかと思います。以上です。

**升田座長** そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。そのほかの記載事項もありますので、また後でさかのぼって御質問がありましたら、どうぞ御自由に御質問いただきたいと思います。

それでは、引き続きまして資料の1の3について説明をお願いいたします。

**小田専門官** 3.については、上限を定める際の考慮要素的なところを書いてありまして、「上限を定めるに際しては、本制度が消費者の利益の擁護のための制度として本制度が持続的に機能すべきこと」という形になっています。

まず、(1)で消費者の利益の擁護のための制度としてというところを書いておりますが、「報酬及び費用の上限を定めるに際しては、まず、本制度が消費者の利益の擁護を図るものであることを考慮する必要がある。後述のとおり、報酬及び費用の上限を定めるに際しては、本制度が持続的に機能し得るものであることに留意する必要があるが、事業者から回収した金額の過半が特定適格消費者団体の報酬及び費用として徴収されてしまうと本制度によって消費者の利益の擁護が図られたとは言いがたいものと思われる。そこで、報酬及び費用の上限を定めるに当たっては、このような事態を避けるよう配慮する必要がある。」

「また、本制度が消費者の利益の擁護を図るものであることからすると、最終的に消費者にかかる金銭的負担が、消費者が自ら個別に弁護士に依頼して訴訟を提起した場合に比して、相当程度軽減された合理的なものであることが必要である」と

いうふうに書いてあります。ここについて若干補足して説明しますと、仮に消費者の回収できる金額が10万円だったとしたときに、8万円ほど団体が持って行ってしまっただけで消費者の取り分が2万円だったとなった場合、この制度によって被害回復されたと見ることができるのかどうかというところがありますので、こういう点を入れていきます。

また、当然、消費者の方ではこの制度を使わずに自ら弁護士に依頼して被害回復することは可能なのですけれども、自ら弁護士に依頼する費用とこの制度にかかる費用が一緒の場合、この制度を設ける意味とかこの制度を利用する意味、そういうところが乏しくなってしまうので、こういうところも書いてある形になります。

そして、(2)で本制度の持続性について検討しております。(2)で、「また、報酬及び費用の上限を定めるに際しては、本制度が持続的に機能し得るものであることにも十分に留意する必要がある。本制度は、共通義務確認訴訟を経て、簡易確定手続に至り、場合によっては異議後の訴訟に移行することが予定されている。そして、特定適格消費者団体は、簡易確定手続を含む民事訴訟に関する手続を弁護士に追行させなければならず、簡易確定手続においては、通知・公告を行い、授権に先立って対象消費者に説明を行わなければならないなど一定の労力又は費用の支出を要する。これを特定適格消費者団体が適正な報酬ないし費用として回収できないとすることは、特定適格消費者団体による本制度の活用を困難なものとし、本制度の担い手である特定適格消費者団体の安定的な運営を害しかねない。しかし、そのような事態は、消費者の特定適格消費者団体に対する期待に反し、ひいては、本制度の意義を大きく損なう結果となってしまう。そこで、報酬及び費用の上限は、消費者の利益の擁護を図るようなものであると同時に、本制度が今後も活用されるよう、持続的に機能し得るようなものであることも求められる。」

「なお、本制度の対象となる案件は様々なものがあり、また、同一の事件においても、対象消費者の年齢等といった属性や対象消費者が証拠を保持しているか否かなどによって手間の要否が大きく異なる。そのため、上限を定めるという観点からすれば、標準的な事件のみを想定するのではなく、一定の困難性があると想定されるケースについても対応できるものであることが必要と考えられる。この観点から、当事者の属性、請求権の内容、証拠の有無・種類などの当該事案の特殊な要因により、特に労力や費用を要する場合には、消費者に相応の取戻分を確保できる限度内で例外を考えることのできる余地を認めるべきと考えられる。」

ここについて若干説明させていただきますと、本制度は、やはり持続的に機能するようにするためには、団体で適正な報酬というものが確保できないのではないかと考えております。そして、上限ということ考えたときに、通常の標準的なもので対応できるのではなくて、事件は千差万別であり、一定の労力や費用がかかる中で、特に手間がかかるものとかもありますので、そういう手間とか労



力が特にかかるものについても対応できるものでなければならないということから  
こういう記載をしております。

そして、本日御欠席の和田委員から提出のありました参考資料1をごらんいただき  
きたいのですが、参考資料1の3.ですが、基本的には記述については賛成で  
すということですが、一番下の「・」のところに、「3頁下部に「標準的な  
事件のみを想定するのではなく、一定の困難性があると想定されるケースについて  
も対応できるものであることが必要との記述があります。その考え方には基本的  
には賛成ですが、個別の対象消費者の事情や事案の性格によって例外を認めるとして  
も、それが恣意的に運用されることがあってはならないし、手続に参加する対象消  
費者にとって、手続に参加する際の自身の金銭的負担がどの程度になるのかにつ  
いての予見可能性が十分に確保されていなければならないと考えます。そこで、実  
際の負担がどの程度になるのか、想定される費用加算要素について一定程度の場合  
分けをして、それぞれの場合にどの程度の費用が加算されるかが分かるような基  
準を予め設定及び開示することを特定適格消費者団体に求めるとともに、対象消  
費者の授権手続に際しての説明義務の対象とすべきであると考えます。さらに、可  
能な場合には、個々の対象消費者の個別事情等を踏まえ、およその負担額の概算  
などを事前に伝えることは、事後的なトラブル発生を防止することにもつながる  
と考えます」という御意見をいただいているところになります。資料の説明は以上  
になります。

**升田座長** ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました点につ  
きまして御質問、御意見ございましたらお願いいたします。川口委員、どうぞ。

**川口委員** 3ページの(2)の「本制度が持続的に機能し得るものであることにも十分  
に留意する必要がある」というところで、この部分は、団体が存続するように一定  
の利潤が確保できるように取り計らうという趣旨であると理解をしたのですが、そ  
のための費用をどこまでみるかというようなことで、事業にかかるいわゆる事業の  
費用以外に一般管理費的なもの、例えば人件費に一定の賃率を掛けて配賦するとい  
うような考え方をされるのか、あるいは、その訴訟にかかる個別の費用だけにとど  
まるのかというところで多分議論があるのかと思いますので、考え方をお聞かせい  
ただければと思います。

**小田専門官** 今のところ具体的に明示的にどう考えようかというのはないのですけれど  
も、例えば訴訟だけにかかる費用と通常要する費用というのを完全に区別するこ  
とはできないのではないかとこのところがあります。例えば団体がもともと雇って  
いる人の人件費分ですが、その人について、では、事件のときに全く事件に関  
与しないかといったら、恐らく事件についての事務をやるわけですが、その  
人件費分が事件のための経費になるのか、通常もともとかかっている経費なのか区  
別できないのではないかとこのところもありますので、もともとかかっている経費に  
ついて、この報酬及び費用の中で全くみられないということにはならないのではな

いかと今のところ考えています。

升田座長 大高委員、どうぞ。

大高委員 この制度に係る特定適格消費者団体の金銭的な負担というのは、第一段階もそうですが、第二段階も含めて決して軽いものではないのだろうと思っています。そういうことから、このペーパーにもありますとおり、指針の内容を考えるに当たって、制度が持続的に機能することを挙げていらっしゃるの是非常に適切なものだと考えております。制度が信頼性のある形で持続的に運用されることは、結果的に被害回復が促進されることにもなりますので、消費者の利益につながるということを指摘しておきたいと思えます。

ただ、もっとも消費者の利益の擁護の見地から不当なものではないものとするのと、消費者にできるだけ取り分をふやすとか、個別に弁護士に依頼した場合に比べて減額されたものとするということは必ずしも論理必然ではないのではないかとこのように思っております。

先ほど小田専門官から、10万円の被害額のケースでは8万円を団体が取ったら一見不当ではないかというような話がありましたけれども、では、その10万円の被害額の事件を一般の弁護士に頼んだときに、8万円以下の報酬、例えば5万円とか6万円の報酬でやってもらえるかとなると、恐らく、特に難しい争点があるようなケースになれば難しいのではないかと考えております。そこは2万円しか残らなかったと見るのか、その2万円だけでも回復をされたとみるのか、いろいろな考え方はあり得ると思っております。必ずしも個別の弁護士に依頼した場合に対して相当程度減額されているということが必要不可欠なものとは思えないと考えております。むしろ、やはり団体として最低限かかる費用を十分カバーし得るものとするということが大前提になるのではないかと考えております。ですので、ガイドラインとして上限額をもしお示しになるということであれば、先ほど例外の話もございましたけれども、標準額的な案件だけを想定して上限を示すのではなくて、通常あり得るバリエーションは想定をした上で、これよりも高額な報酬額は明らかに不当だという観点から議論をしていただければというふうに思っております。

もう1点だけ申し上げたいのですが、これは弁護士の立場から申し上げるのは非常に心苦しいところもあるのですが、今回の制度は第一段階、第二段階を含めて弁護士がある程度関与することが想定されておりますけれども、やはりこういった弁護士等の専門家に、高額である必要はありませんけれども、適正な報酬というものを払うということを前提に制度は仕組まれるべきではないかと考えております。もちろん無償で協力をしていただけるに越したことはないのですけれども、なかなかそれでは持続的な制度としては立ち行かないのではないかとこのように思っております。その点を踏まえて費用というものは検討されるべきではないかと考えております。

この点に関連して適格消費者団体の方にお尋ねをしたいのですが、現在、差止めに関与していただいている弁護士さんに、第2回でのヒアリングの結果を踏まえる限りは相当低廉な報酬若しくは無償でやっていただいているというふうに理解をしておりますけれども、そういった体制で十分に代理人となる弁護士さんとかを確保できているのかどうか、その点について実情をお聞きしたいと思います。

**升田座長** 質問の内容は金額の点なのか、それとも、金額にかかわらず、適切な弁護士さんを確保できているか点でしょうか。

**大高委員** ヒアリングの結果で私の理解しているところでは、今、差止請求に関与していただいている弁護士に対しては、相当安い報酬か、もしくは無償でやっていただいているというふうに理解しているので、まず、その理解が正しいのかどうかということと、仮にそうだとした場合、それで十分に専門家の協力、弁護士等の協力を得られているのかどうかについて確認をしたいということです。

**升田座長** 他の委員の方の御意見と御質問があれば、またそれを踏まえてしたいと思いますので、他に何かございましたらお願いいたします。どうぞ、三木委員。

**三木委員** 3ページ目の「上限を定めるに際しては、本制度が消費者の利益の擁護のための制度として本制度が持続的に機能すべきこと」に留意する必要があると資料に記載されていますが、まさしくそのとおりだと思います。特定適格消費者団体による本制度の活用が困難になっては意味がないものだと思います。ここに書かれていますように、被害事案により対象消費者の属性、例えば高齢者とか未成年者とか、その中の証拠書類の有無など特殊な事情によりますと、ここの聞き取り等がとても大変な労力とか費用を費やすことになるかと思えます。このことは、消費生活センターの相談現場でも同じことが言えまして、日々の相談で多数の相談を受けている中、特殊な案件での聞き取りをし、処理となりますとかなり労力を要するわけですし、相談業務がセンターによっては疲弊するような現状もしばしば出ております。今回の特定適格消費者団体におきましても、この第二段階での手続については直接面談による本人確認とか直接説明義務とか通知・公告の手間となれば、かなり疲弊することも考えられると思えます。ですので、少なくともここにある限度内での例外を考えることには賛成しております。

それともう1点なのですが、消費生活センターの中で被害回復額のことなのですが、資料でも書かれていますが、被害に対しての回収金額が少ないことに関してなのですが、少しでも返ってくることに关しましては、それはしっかり被害回復に対して対応していただいているということがわかりますと、かなり額が少なくなったとしても、消費者としては結構了解されるケースが多いかと現場では思っておりますので、その辺のところも考えていただいてもいいのではないかと考えております。

**升田座長** ほかにはいかがでしょうか。澤委員、どうぞ。

**澤委員** まず、(1)番のところについてですけれども、つけ加えていただきたいと思っている視点がございます。それは、この特定適格消費者団体が、被害者のために権利を救済するという公的な役割を担っているという点です。適正な報酬という話が先ほどありましたけれども、特定適格消費者団体については基本的には儲けのためにやっているわけではありません。したがって、公的という意味から過大な利益を取らないことは視点として持つべきだと思います。

弁護士に対する適正な報酬については、理想論を言えば、本来は弁護士に依頼しなくても特定適格消費者団体の中で事件が片づけられるようになればいいのだろうとは思っております。けれども、現実的にはそうではないので、現状の中でのバランスを考える必要があるのかと思っております。

(2)番のところについて、下から4行目、「この観点から、当事者の属性」等という部分ですけれども、和田委員からの参考資料のとおり、恣意的な運用がされてはならないと思います。したがって、和田委員御提案のとおり、具体的なテーブルなどを出して明確にするというところも一つかと思えます。あと、ここに書いてある内容だと抽象的かと思えますので、もう少し団体側が具体的かつ明確にわかるようにするべきかと思えます。もっとも、今の時点ではまだ制度自体が始まっていないので想像できないという部分はあると思えますので、そこは運用が始まった後もPDCAを回していった指針を改訂していくべきだと思います。以上です。

**升田座長** ほかにいかがでしょうか。それでは、先ほど大高委員から御質問がありました件につきまして、参考人の方の御発言がございましたら。どうぞ、磯辺参考人。

**磯辺参考人** 発言の機会をいただき、ありがとうございます。現在、私ども消費者機構日本で申しますと、差止請求訴訟を提起する際に着手金として50万円、成功報酬として50万円という額を予定してお支払しているわけですが、この50万円というのは弁護団全体にお支払いするお金でして、実際の委任を受けられる弁護士さんの数は、過去の例で言いますと10名を超える人数になっているということになりますので、ほとんどがボランティアベースというのが実態でございます。

そのほか日常的な活動においても専門家の方々にボランティアとして参加をいただいているというふうなことでして、差止請求については、私どもはそれほど訴訟件数も多くないということもあります。何とか回っているという状況ですけれども、もちろん体制がもっと充実すれば、さらに多くの案件が行える状況であるということ間違いございません。

それと、新しい制度は直接被害者の方、消費者の方の権利に係って業務をするわけです。授權をするわけですので、また、スピード感も差止請求の訴訟とは全く違ってくるだろうというふうに思われますので、やはりきちんとした報酬をお支払して弁護士の方には活躍をしていただきたいという気持ちでおります。以上です。

**升田座長** 伊藤参考人。

**伊藤参考人** 私は、消費者被害防止ネットワーク東海という愛知県の団体に所属しているわけなのですが、先ほど消費者機構日本では、差止請求の着手金50万、報酬50万というお話がありましたが、当団体におきましては、今、訴訟に関して費用を出せる状態ではないという状況です。1件訴訟を提起しましたけれども、そのときは着手金が50万円だったか、消費者支援基金がございまして、基金から費用を出していただいて何とか払えましたが、報酬は基金が尽きてしまって出ないということで、団体自体も資金がないということで報酬なしでやっております。

日常的な活動についても、検討委員としてかかわっている弁護士は、月に1回3時間ぐらい議論をしまして、それぞれ個別の事案を担当して申出書を起案したりということをやっておるわけなのですが、それに対する報酬というか費用は一切支払われていないという状況になります。

それで何とか成り立っているのはなぜかといいますと、今の差止請求の範囲であれば、ボランティア精神あふれ、普段消費者問題に取り組んでいる弁護士会の中の消費者委員会に参加をして、事件そのものだけではなく消費者被害の防止のための取組みに積極的に関わっている弁護士たちに協力してもらっているという現状があります。ただ、そういった本当に無償でもどれだけ時間をかけてでもやってくれるという弁護士はそれほど多くはなくて、今回の新制度になりますと、現在かかわっている弁護士だけではとても賄い切れない。となりますと、普段団体の活動にかかわっていない一般の弁護士にも協力していただかないと制度は回らないと考えております。

そうなった場合に、今のベースでこのぐらいでやっているからいいではないかということではとても依頼できませんので、現在の差止請求の現状で回っているからといって、本制度ではそれはとても無理だということは理解いただければと思います。

**升田座長** ありがとうございます。先ほど川口委員の御発言に関連しますけれども、実は、今日配っていただきました資料の費用というのが、今日同じく配っていただきました弁護士報酬パンフレットの、普通、弁護士が業務をしますときには、費用といいますのは大体実費のようなイメージでとらえていまして、先ほどおっしゃった一般管理費のようなものは通常請求しないわけですし、実費の中でも、もちろん弁護士ないし法律事務所の個々の事案ごとに違うと思いますが、請求しないのも少なくないというのが多分実情だろうと思います。ですから、そこは一度先ほど御発言ありました点も踏まえて御検討いただきたいと思います。

それでは、引き続きまして、資料1の4につきまして御説明をお願いいたします。

**小田専門官** 資料1の4について御説明いたします。資料1の4は、「相当多数の消費者に共通する費用の存在による消費者一人当たりの費用負担軽減を考慮すべきこと」となっています。

「本制度は、相当多数の消費者の債権をまとめて請求することで費用を共通させることができる結果、消費者一人当たりの費用負担を軽減し得ることをその特徴とする。具体的には、本制度は、共通義務確認訴訟で共通義務の存否を判断し、かつ、簡易確定手続で個々の消費者の債権の額が確定されることによって、消費者の請求権全体について判断がされるものであるから、簡易確定手続に至る過程には、共通義務確認訴訟の追行及び簡易確定手続の申立て、法第25条に定める通知、法第26条に定める公告といった一連の行為が必然的に含まれるところ、これらに要する費用は、簡易確定手続において特定適格消費者団体に授権をした消費者に共通する費用である。もっとも、特定適格消費者団体の収支計算において、上記費用を簡易確定手続に係る費用とするか、費用とせずに特定適格消費者団体の報酬その他の収入によって賄うこととするかは、特定適格消費者団体の自由な選択に委ねられる。」

「そして、対象消費者が回収できる金額には多寡があるところであるが、金額の多寡に正比例して特定適格消費者団体の支出が増大するわけではない。したがって、対象消費者が回収できる金額がA円の場合に、適正な報酬及び費用の上限がA円のうちのX%だとして、A円よりも高額な回収があった場合に適正な報酬及び費用の上限はA円のうちのX%よりも軽減された割合となる。」

ここについて若干補足で説明しますと、仮に対象消費者が回収できる金額は100万円だとして、今は廃止された日弁連の報酬基準ですと、回収金額は100万円の場合の報酬は16%だったかと思います。では、仮にこの回収できる金額が1,000万円だった場合に、単純に回収できる金額が10倍になれば報酬も10倍になればいいかといったらそうではないと思っていまして、やはり金額が多くなっても手間についてはそこまで増えていないのではないかというところがあります。それゆえ、回収できる金額が多くなった場合には、適正な報酬と費用の上限というのは一定逡減される方がいいのではないかと考えているところになります。そして、このような考え方については、廃止されました日弁連の基準でもそういうような考え方が設けられていたかと思います。

「また」以降ですけれども、今、「そして」の部分で読み上げたところは金額の多寡について書いてあるところですが、また」以降では、授権を受ける対象消費者の数が増えた場合のことを書いてあります。

「また、授権を受ける対象消費者が増加した場合、個々の対象消費者と面談・協議する手間等については対象消費者の数に正比例する。しかしながら、共通義務確認訴訟や公告など多数の対象消費者に共通する負担については対象消費者の数に正比例するわけではなく、一定の業務の効率化が図られる。したがって、この業務の効率化が図られる範囲については、授権を受ける対象消費者の数が増加した場合に、報酬及び費用の割合を軽減させることが考えられる。したがって、報酬及び費用の上限は、回収される金額、授権を受ける対象消費者の人数を問わず一律の割合とす

ることは適当でないと考えられる。」

「また」のところで若干補足しますと、仮に対象消費者が100人と1,000人というふうが増えたとしても、共通義務確認訴訟というのは、人数が10倍になろうがひとつのものはひとつということで、1,000個の共通義務確認訴訟が提起されるわけではありませんので、そこについては人数が増えたとしても特に手間が増えることはないのではないかと考えております。その手間が増えることのない範囲については業務の効率化が図られるので、その範囲では報酬及び費用の上限について軽減させることが適切ではないかというふうに考えている次第になります。以上です。

**升田座長** ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました点について御質問、御意見ございましたらお願いいたします。どうぞ、大高委員。

**大高委員** 今、御紹介いただきましたように、この制度においては相当多数の消費者の債権を糾合して請求するという側面がありますので、それによって一定共通化され得る費用というのが存在するのは確かにそのとおりなのだろうというふうに思っております。ただ問題は、その共通化され得る費用というものが第一段階、第二段階を通じて特定適格消費者団体において負担すべき費用の総体のどの程度の割合を占めるのかについては慎重に検討される必要があるのではないかというふうに思っております。

特にこれまでの検討会の中で消費者庁から御提案いただいているように、第二段階において面談による本人確認であるとか、直接の説明義務の履行等、届出をした対象消費者に対して直接の個別対応を要する手続が求められるということになるのであれば、それに要する人件費、若しくは外部に委託する費用というものが団体において負担すべき費用の相当な割合を占めてくることになるのではないかということが想定をされるかと思えます。そうだとすると、仮に届出をした人数によって上限額というものを考えていくとしても、その通減率といいますか、それについては十分慎重な考慮が必要なのだろうというふうに思えます。むしろ過大に低減というものを評価すべきではないのではないかというふうに思えます。

また、債権額、回収した額によって手間がそんなに変わらないのではないかということについては、おっしゃるとおりなのだろうと思えます。ただ、これは全体のバランスの関係になると思えますが、特に低額の事件においても、これまで御説明あったように、消費者の手取額を一定確保するという観点からキャップをするというような方針でいかれるのであれば、そのことによって特定適格消費者団体に対して負担が生じる分について、高額な事件からある程度御負担を、多額とはいいませんが、それなりの一定の御負担をお願いしていくということは制度全体として見たときにはあり得るのかなというふうに思えます。

そういう意味で、仮にここに書いていますように、回収される金額、授権を受ける対象消費者の人数を踏まえて割合を考えていくということについて検討されるの

であれば、その割合に関しては十分慎重に御検討いただきたいと思います。以上です。

**升田座長** そのほかいかがでしょうか。どうぞ、澤委員。

**澤委員** 多分、具体的なテーブルを今後作成していったら、それが次回のテーマになっていくのかなと思っております。それを見ないとわからない部分もあるのですが、ひとつは、報酬の金額のテーブルで、極端な例を申し上げますと、100億円の事件だったとして、その16%となったら16億円になってしまうわけです。それが適切なのかどうなのかというと、さすがに適切ではないだろうと思うわけです。では、1%にしたらいいかというと、それでも1億になるわけです。1億でも多額すぎると思いますが、仮に1%が適切なのだとした場合、150億円だったら、手間は変わらなくても1.5億になるわけです。そうならないように上限といいますかキャップを設けるべきと思っております。今、申し上げているキャップというのは、最初にあった2.のキャップという意味ではなくて、金額がすごく大きくなった場合の上限を考えるべきという意味です。

次に、弁護士の報酬ガイドを拝見しておりますと、大体着手金と報酬金に分かれています。この報酬金は、恐らく金銭的なインセンティブを与えることによって、それで頑張ってもらおうということなのだろうと思います。しかし、先ほども申し上げたとおり、この特定適格消費者団体というのは消費者の利益のためにやっているわけで、金銭的なインセンティブのために動いているわけではないと思います。したがって、成功報酬の部分を支払うのが適切なのかというところには疑問を思っています。以上です。

**升田座長** そのほかいかがでしょうか。小浦委員、どうぞ。

**小浦委員** 私も、まず上限を定めるところのことで初めからひっかかっていたのですが、国会審議の中での上限を決めるということに通ったということで、一応はある程度のものは決めなければいけないのかなとは理解できます。ただ、やはり基本は消費者の利益の擁護の見地からということとして、特定適格消費者団体は、消費者の被害を回復するためにこの制度ができて、その団体に手を挙げてなっただけですから、あまりその上限にこだわる必要もないのかなというのも半分あります。

それで、今の4.のところなのですけれども、上限を決めるという話の前提で意見を申しますと、授權を受ける対象消費者が増加した場合はいろいろなものの手間等がその人数に正比例をするのだろうと書いてありますが、これから初めて実施されるものですし、予想されないこともいろいろ出てくるのではないかと考えております。100人の場合、1,000人の場合、本当に正比例のままでいけるのか、突発的にもっと連絡や説明をする人員とか、もしかすれば、比例するよりももっと倍的に人数が要ることも考えられるのですね。そうした場合には、上限を決めておいて、もし



そこを超えてしまう場合、ガイドラインで上限を決められた場合には、それを超えられないそれ以下でなければいけないということですね。そうした場合には、やはり団体の負担が大きくなり、団体の活動が阻害されるのではないかと心配されますので、やはりそこは例外ということが3.のところにもありましたけれども、少しそこを配慮したような立てつけを考えるべきではないかと思っております。

先ほど澤委員から、消費者の権利を守るための組織ですので、報酬費用の考え方のことをおっしゃいましたけれども、やはり簡易手続を含む民事訴訟に関しては、弁護士にやっていただかなければいけないわけですので、その弁護士の方に対する報酬はある程度、今、訴訟制度でかかわっていただいている報酬よりは、それでやっていただけるのかどうかちょっと疑問なところといたしますか、またそこは聞いてみなければわからないところなのですが、やはり依頼するに当たってはそれ相応のものがないといけないのではないかと考えます。

**升田座長** そのほかいかがでしょうか。どうぞ、三木委員。

**三木委員** 4ページの「4.相当多数の消費者に共通する費用の存在による消費者一人当たりの費用負担軽減を考慮すべきこと」というところですが、3でも言いましたように、事案によっては一人当たりの費用負担が、第一段階は費用の軽減は考えられるとしましても、第二段階では軽減されるとは限らないと私は考えておりますので、そのことを申し添えたいと思います。

**升田座長** それでは、引き続きまして資料1の5の説明についてお願いいたします。

**小田専門官** 資料1の5について説明いたします。資料1の5は、「被害回復関係業務に要する労力及び費用については、回収金額が極めて低額又は無い場合でも、対象消費者において一定額は負担すべきこと」となっています。

「報酬及び費用の上限は、回収された金額のうちの割合をもって示すことが考えられるが、回収された金額が極めて低額又は無い場合があり得る。しかし、共通義務確認訴訟及び上記通知・公告・説明のための労力及び費用など、本制度上当然に発生することが見込まれている支出が存在することを踏まえ、被害回復関係業務の事務処理に要する労力の対価及び費用については、特定適格消費者団体において、消費者から一定額の回収ができるようにすることが考えられる。」

「なお、弁護士に訴訟を委任する場合には委任に際して着手金を支払うことが一般的であることからして、特定適格消費者団体が授権に際して着手金の支払を求めることが想定される場所、着手金の支払を求める場合、最終的に受領することが許容される報酬及び費用が着手金として受領した額を下回ることとなると、その差額を返還しなければならないこととなるが、そのような事態は、消費者と特定適格消費者団体との間に無用のトラブルが生じかねず、また、消費者と特定適格消費者団体の権利関係を複雑にするおそれがある。そこで、着手金の支払を求める場合には、差額の返還がないように配慮する必要がある。」

「また、上記のように、認容額が結果的に極めて低額又は無い場合であっても、消費者が一定額の負担をする場合があることは、授權契約の際の説明において、消費者に誤解が生じないよう適切な説明をすることを徹底すべきである。」

この点について若干補足で説明しますと、「なお」のところに書いてある返還しなければならない事態とはどういうものかというところについて説明したいと思います。

仮に着手金の支払を求める場合は、旧日弁連の基準で見ますと請求額の例えば100万円だったら8%となっていて、100万円の債権届をするから着手金として8万円を団体に支払うことになります。では、実際のところ最終的に回収できたのは10万円という場合、先ほど冒頭の方で申し上げたとおり、過半を消費者に返すということをお勧めしますと、そこで8万円もらっているけれども上限が5万円までになった。そうしたら差額の3万円について返さなければいけないという事態が生じ得るのではないかと考えています。ただ、こういう事態については望ましくないでそういうことがないようにしてはどうかと考えているところになります。

そして、この点について和田委員から意見が出ておりますので、その点について参考で述べさせていただきたいとしたいと思います。参考資料1で言いますと5.のところとして、一定額を負担すべきことについては、「対象消費者に対して一定額を負担するよう請求できること」と修正すべきであるというふうなことを指摘いただいています。

ここについて和田委員のおっしゃりたいことは、一定額を負担すべきことというふうになっていると、常に一定額を負担すべきことになっていて、団体がそういうものを求めないということもあり得るのではないかとこのところを指摘されていて、そういうことを求めない場合もあり得るのではないかとこのことで修正を求めています。この点について事務局では、もともとそういう一定額の負担は団体が求めないことも当然あり得るという前提で資料を作っていて、ここについては若干、事務局作成の資料の方が誤解を招く表現をしてしまったというふうになっているところになりまして、和田委員の指摘のとおりを考えているところになります。

参考資料1の3ページの「確認」というところで質問的なところを述べております。「全ての対象消費者に一定額の負担を求める場合、授權手続の際に、着手金として事前に徴収することも考えられますが、対象消費者が一定額の支払いを拒否した場合には、特定適格消費者団体は当該対象消費者の授權契約を拒絶することはできるのでしょうか。例えば、事前には支払わないが債権額が認容されたら事後的に支払うことを約する対象消費者がいた場合に、拒絶することが妥当でしょうか」という質問になります。

質問の前半部分ですけれども、前回御議論いただいたときの授權拒否ができる場

合のやむを得ない理由の中に、支払拒絶をしているような場合についてはやむを得ない理由に当たる議論をいただいていますので、そういうふうな支払を拒絶することは当然できるかと思えます。

質問の「例えば」の方なのですけれども、「事前には支払わないが債権額が認容されたら事後的に支払うことを約する対象消費者がいた場合に、拒絶することが妥当でしょうか」は、団体の御判断になるのかと思えますけれども、団体の方がそれでもいいよといえ、当然そういうふうになるかと思うのですけれども、団体の方でそれを認めるかどうかとか、そういうあたりになるのではないかというふうに思っております。以上になります。

**升田座長** どうもありがとうございました。それでは、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。どうぞ、大高委員。

**大高委員** この回収金額が低額またはない場合にどの程度の御負担を、届出をした対象消費者にお願いをするかというのは非常に悩ましい論点だなというふうに思っております。

これまで澤委員からの御発言をお聞きしていて、こういう報酬の議論というのは、特定適格消費者団体というものがどういう存在なのかという考え方に非常に大きく左右されるのかというふうに感じてきております。澤委員からは、特定適格消費者団体は消費者の利益のためのいわば公的な団体という側面があるという点をおっしゃいます。そのとおりなのだろうと私も思います。ただ問題は、現段階で私の理解では、こういう特定適格消費者団体に対する金銭的な公的支援というのは具体的には検討されていないものと理解をしています。この点、もし事実と違うのであれば御指摘いただきたいと思いますが、また、今後もそういった検討というのはなかなか期待ができない状況で、団体自身の自助努力といえますか、こういった訴権の追行等の中で実質的に経済基盤を拡充しなければいけないという状況があるというふうに理解をしています。

そういうことを前提にして考えるのであれば、本来、消費者の利益というものを最優先に考えるのであれば、消費者が授権に当たって持ち出しになることがあるということは、それ自体が授権に当たってのリスクになりますから、本来であればそういった持ち出しにならないような形で制度が仕組みれば一番いいのだろうと思えます。

ただ、今申し上げたように、特定適格消費者団体自体に対する資金的な公的支援というのがなかなか難しい状況であれば、その特定適格消費者団体に対して費用面でのリスクを過大に負わせるというのはなかなか難しいのかというふうに思っております。

そういったところから結論としては、このペーパーにまとめているように、一定の御負担を届出をした対象消費者に対してお願いしなければいけない場合もあり得

るということについては結論としてやむを得ないのかというふうに思っているところです。以上です。

**升田座長** そのほかいかがでしょうか。川口委員、どうぞ。

**川口委員** 消費者に一定額の負担を求めるということですが、例えばこれを弁護士の手数料ということに置きかえて考えてみますと、訴訟を行うに当たって最低費用な実費的な費用がありますね、こういったものを負担していただくというふうに考えて、消費者の数が相当多数ということで、これはたしかQ&Aに載っていたかと思いますが、数十名程度ということが想定されていたかと思いますが。そうすると、例えばその数十名が30人なのか50人なのかわかりませんが、例えば50人として、最低必要な費用を30人なり50人なりで割った数が一人あたりに負担していただくべき金額になる可能性があります。そういったことを考えて、その額が果たして妥当なのかどうかということは考えられるかと思いますが。

また、やはり団体の存続ということを考えて場合に、いわゆる実費的な部分を完全に団体に負わしてしまうということになりますと、逆にそれはそれでいいのですけれども、そうすると、その赤字の部分は、こういう団体は自助努力で動いているわけですから、どこかでカバーしないといけないということになると思いますので、そうすると、当然カバーする財源は訴訟による利益の多かった事件からいただくという形になると思うのです。そうすると、ある程度成功報酬的な、その訴訟によって得た利益の何%という概念は入ってこざるを得ないのかなというふうには考えます。以上です。

**升田座長** そのほか。大河内委員、どうぞ。

**大河内委員** 初めからずっとやってきたところは、読んで説明をお聞きしていると、そういうものなのかなというふうに思うのですけれど、ただ、私たちからすると、具体的な事案が思い浮かばないというか、皆さんのお話を聞いていても、金額の多寡から人数からさまざまなことを想定して決めなければいけないというのは、上限も含めて大丈夫なのかなと、難しいのではないかと思います。

そして、この制度を動かしていこうとすることが、かなり社会的な変化を呼び起こしていくのではないかと期待しているのですけれど、そうしたときに、消費者と特定適格消費者団体の間がお金をめぐって割り振りのようなことを考えるということは私にはあまり考えられません。被害回復というのは、単に金銭的な問題だけではないのではないかと、消費者の方にそういう感じの損得を考えさせるということはいけないのではないかと感じたりします。もちろん特定適格消費者団体と話をしている段階では被害を受けたことがわかっているわけですから、それを取り戻すということの制度は当然ですが、被害回復の意味をお金だけに反映するということには、様々な事案について考えると無理があるのではないかと感じます。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。三木委員、どうぞ。

三木委員 対象消費者において一定額の負担すべきことにつきまして、私も和田委員のペーパーにもありますように、「負担すべきこと」という表現を「負担するよう請求できる」というように修正していただいてもいいのではないかと考えております。あくまでも持ち出しのリスクは避けたいとは思っておりますけれども、したがって、全ての対象消費者に一定額の負担をさせるというのではなく、特定適格消費者団体の判断により請求しないケースもあってもいいのではと考えますので、あくまでも一定額を請求できることに書きぶりを修正してもよいのではと考えております。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、澤委員。

澤委員 「対象消費者において一定額は負担すべきこと」という文言を変えることは私も賛成です。消費者が団体を利用するということは対価が発生してしかるべきだと思います。したがって消費者が一定額を払うというのは素朴に当然ではないかと思っております。

もう一点、共通の費用を一定額として請求するというところで、先ほど川口委員から50人の場合に第一段階での費用を50人で割るという話がありましたけれども、そこもやはり第一段階のところでは弁護士に対して依頼することになるわけです。この弁護士に対する費用については、先ほどから申し上げておりますとおり、そんなに多額になっていいのかという問題意識を持っております。団体の方の報酬であれば、消費者庁の方で監督するという話にはなろうかと思っておりますけれども、弁護士の報酬の内訳を開示してもらえないかということ、基本的に拒絶されたら開示はしていただけないと思っております。

そうになってしまうと、私がもしこのような事件を扱う弁護士だったら、どこかで事件を探してきて、そこで多額の費用を儲けられるとすると、特定適格消費者団体にこんな事件がありましたよと持って行って、事件を起こしてしまうインセンティブが生まれてしまうのではないかと懸念します。そういったようなことはできれば防いだ方がいいのだらうと思っております。それは消費者の利益にもならないのだらうというふうに思いますので、一定の費用のところをできる限り小さくするような方法というのを考えるべきと思っております。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。小浦委員、どうぞ。

小浦委員 ここの5.のところの対象消費者は、やはり「一定額を負担することができること」というふうに直すことに私も賛成です。

それで、個人で弁護士に依頼し訴訟を起こせば、それなりの負担はかかるわけですので、この制度は本当に簡易に金額も少なく被害回復ができるというものですので、ある一定程度のものは消費者も負担することが生じてくるということを、この指針とは離れますけれども、消費者庁からも国民に広くこの制度の理解を今後周知徹底させていただくようにこの場を借りてお願いしたいと思っております。せつか

くできた制度が、消費者の要望を強く、制度の成立に対して運動してきた者にとってはよくわかっているのですが、やはりほとんどの国民にしてみれば、まだまだよくわかっていないところがあると思いますので、自分にももしもそういう被害が発生したときにはこういう制度を活用すれば簡易に費用も安く被害回復できる制度があるのだということをぜひ周知徹底することをお願いしたいと思っております。

**升田座長** 澤委員、どうぞ。

**澤委員** 重ねての発言申しわけありません。ここの費用のところの全体的な話なのですが、参考資料で被害回復業務における費用の具体例を①から⑩番までお示しいただいているわけです。先ほど具体的なイメージがつきづらいというお話がありましたけれども、これがどれくらいのお金になるのかを把握する必要があると思っております。私が今悩んでいるところは、特定適格消費者団体が弁護士に委任する場合に、簡易確定手続の部分も弁護士に依頼しなければならないことになっていると思うのですが、では、弁護士が実際にやらなければいけない範囲というのはどこなのかがわからない点があります。例えば委任を受け、委任状をとるとかそういうときは別に弁護士でなくても、事務員がやる場合というのは当然あり得るのだろう思っています。では、事件の性質や内容を説明する部分について弁護士でないといけないうのかというと、これも弁護士でなくてもいいかとも思っております。次に、消費者からの質問を電話で対応する窓口の方が弁護士でないといけないうのかどうかについては、ちょっと法律的な話も入ってくるかもしれないので、弁護士が望ましいかもしれません。ただ、一般的には手続の話とかの問合せが多いと思いますので、事務員が受けてもいいのではないかと思います。

弁護士は、報酬のパンフレットでは、1時間1万円の報酬となっていますけれども、そういった高い報酬を払う方でない方にもお願いできるような体制がどこまであるのかというイメージがとれると、どれくらいの一定額の負担が適当なのかというのが見えてくるのかと思います。以上です。

**升田座長** 今日別にこれで議論が終わるわけではありませんし、いろいろ御意見ありましたけれども、勝訴した場合には回収された金額と費用の分配と申しますか、分担と申しますか、そういうものですし、負ければ費用の分担の問題は当然起こってまいりますし、そこがひとつの重要な制度の内容であることは否定し得なくもないわけでありまして、それから、弁護士の実務におきましては報酬費用をめぐる紛争というのは多数発生していますし、現在、訴訟にもなっている事例もありますし、先ほど配っていただきました日弁連の報酬のパンフレットも、そういうこともあって国民に広く御理解いただきたいということで、それがひとつのきっかけで多分つくられているかと思っておりますので、いろいろありますけれども、さまざまな点から問題はありますけれども、本検討会で検討の対象とすべき点をもうちょっと具体化し整理して、また御検討いただくという感じかと思っておりますけれども、よろしいでしょう

か。

それでは、最後になりますけれども、資料1の6について御説明をお願いいたします。

**小田専門官** 資料1の6について御説明いたします。ここでは、「報酬及び費用の上限は手続ごとに定めるべきこと」というふうになっております。

「本制度は、共通義務確認訴訟を経て、簡易確定手続に至り、場合によっては異議後の訴訟に移行することが予定されている。しかし、常に異議後の訴訟に移行するとは限られないため、異議後の訴訟に移行した場合の報酬及び費用の上限は、簡易確定手続のみの場合の報酬及び費用とは別に加算することが考えられる。そして、異議後の訴訟において加算される報酬及び費用の上限を定めるに際しては、以下のような事情を考慮する必要がある。」

「まず、異議後の訴訟においては、訴えの変更や反訴提起が認められないなどの例外を除いて原則として通常の民事訴訟手続と同様の審理が行われること、事業者側の争う姿勢が鮮明であることが想定され得ることのほか、対象消費者が当事者となって訴訟追行をすることもあり得、特定適格消費者団体と他の者との間で市場原理による競争があり不当な報酬及び費用は自ずと排除されることを考慮する必要がある。」

「しかし、他方では、異議後の訴訟は、共通義務確認訴訟の認容判決を前提とし、かつ、簡易確定手続における事業者による認否、裁判所による簡易確定決定等を経ているため、争点はある程度明確化しており、少なくとも初動において要する労力等は通常の訴訟に比して低減していると考えられる。また、通常の訴訟で一般に許容され得る報酬及び費用と、異議後の訴訟で許容される報酬及び費用の上限を同一にしてしまうと、事業者の判断により異議後の訴訟に移行した場合に、当該対象消費者は、決して望んでいなかった支出を強いられるか、本人自らが訴訟を追行せざるを得ない状況に陥るおそれがある。そこで、異議後の訴訟の報酬及び費用の上限を定めるに際しては、これらの観点も考慮する必要があると考えられる。」

「そのほか、異議後の訴訟のみならず、民事執行手続や証拠保全手続が必要になる場合もあり得る。これらの手続は特別に必要な手続であることから、これらの手続の報酬及び費用の上限は、簡易確定手続のみの場合に加算することが考えられる。」

そして、この点について参考資料1の3ページの6.ですけれども、「考え方については基本的なところは賛成です。異議後の訴訟に移行した場合の報酬及び費用の上限について、本人の申立てにより訴訟に移行している場合を除き、簡易確定手続に係る報酬及び費用と異議後の訴訟手続に係る報酬及び費用の合計額と当該対象消費者の取戻額との均衡を十分に意識して、上限額の基準を定める必要があると考えます」となっていまして、考え方の基本的なところは異議後の訴訟に移行するのが

消費者本人の申立てによるのか、事業者の申立てによるのかという点は区別した方がいいのではないかとというのが多分考え方の根底にはあるかと思います。

どうということかといいますと、消費者本人が異議後の訴訟に移行する場合には、ある意味、自分がそれに要する費用を踏まえた上で手続に移行すべきかどうか判断できるのに対して、事業者側の方が異議後の訴訟を希望した場合については、そういうところの判断ができない部分がありますので、その点を考慮して本人の申立て訴訟に移行している場合を除いてこうしてはどうかということをおっしゃっているのかなというふうに思っております。以上になります。

**升田座長** どうもありがとうございました。それでは、御説明いただきました点について御質問、御意見がございましたらお願いいたします。どうぞ、大高委員。

**大高委員** 資料にあるとおり、報酬費用の上限を手続ごとに定めるということについては基本的に賛成であります。というのは、資料にもありますとおり、簡易確定手続とその後の異議後の訴訟では、やはり要求される業務の内容が大きく異なっておりますので、そういった観点から区分して考えていくという考え方は基本的に賛成であります。

ただ、この資料の中でちょっと問題かなと思っておりますのは、異議後の訴訟に関して、通常の訴訟で一般に供される報酬及び費用の額と同一では問題だというふうに見られるような表現がございますけれども、果たしてそうなのかというふうに思っております。なぜなら、異議後の訴訟というのは既に当事者間で争いがあるということが確定をしている段階ということになりますので、実際に団体から依頼を受ける弁護士の主張立証の負担というのは決して軽いものではないかと思っております。確かに共通義務というのは確定しているわけですが、弁護士の立場から見ると、既に争われることが確定していますよという案件を請負するということは、それなりの報酬をいただかないとなかなか受けにくいということだと思います。

我々の業界では、御説明ありましたように、着手金・報酬・成功報酬制でやっている弁護士が大半ですけれども、それぞれの事務所の基準で着手金をいただくわけですが、仮に50万円の着手金をいただいておりますとして、中には数か月程度の交渉、もしくは訴訟でも早期に解決をして回収ができたという案件もあれば、意に反して1年、2年とかかかってしまうという案件もあるわけです。そういった場合でも、クライアントのわかりやすさを重視して経済的利益額に応じて一定額でやるというふうに、いろいろな事案がある、楽に解決できる事件、難しい事件もひっくるめて一定の基準でやっているという面がございますので、こういうもう既に争われることが確定している案件について、一定の争点は解決しているからということで同一でなくていいのではないかとこの考え方は、やや違和感を覚えるところがあります。

小田専門官から御説明いただいたように、特に事業者側から異議が出た場合にお



いて消費者の権利行使が阻害され得る面もあるのではないかというのは、確かにそういう問題意識というのはわからないでもないわけですが、そういった問題については、むしろ異議後の訴訟に移行した段階における追加でいただく着手金の額の上限設定において対処すべき問題で、実際に回収が実現した場合においていただく報酬の総額自体を必要以上に制限する根拠とならないのではないかというふうに思っております。その点を考慮いただいて、具体的な基準については御検討いただければというふうに思っております。以上です。

**升田座長** そのほかいかがでしょうか。どうぞ、澤委員。

**澤委員** まず、3段落目の「まず」のところの最後のところに「市場原理による競争があり不当な報酬及び費用は自ずと排除されることを考慮する必要がある」とありますけれども、私は、ちょっとここは違う意見を持っておりまして、基本的には市場原理が働かないのではないかと考えています。というのは、第一段階は団体がやっているわけですし、誰が異議を出しているかどうかの情報というのは基本的には団体のところにあるわけです。そこに新しく外部からうちでやりますという法律事務所が出てくるかということ、ちょっとそれはなかなか想定しづらいのかなと思います。したがって、基本的には市場原理は働かないのだろうというふうに思います。そういった市場原理が働かない中で、この報酬が不当にならないようにどうするのがここで掲げるべき課題だと思っております。

先ほど、同一にしてしまうというところで大高委員の御発言がございました。この点については、普通の弁護士であったら、利益がこれぐらいというところはあるのだと思うのですが、特定適格消費者団体の公的な性質や金銭的なインセンティブで活動しているわけではないという性質からすると、利益水準は違って、普通は減額されるわけですから同一にはならないのだろうと思っております。

先ほどから弁護士のことを批判するような発言をされていて大変恐縮なのですが、基本的には、今やっぺらっしゃる方々というのは素晴らしい理想の下、素晴らしい活動にリソースを割いていただいていると思っております。ここにいらっしゃる皆様もそうなのだと思います。ただ、こういった新しい制度ができて、新しく入ってくる方々というのもしゃると思ひまして、その方々が本当にどうなのかというのは分からないので性悪説から意見を申し上げているわけです。そこが多分、皆さんとは弁護士像に持っているイメージが少し違うように思っております。このような発言をさせていただいた次第です。以上です。

**升田座長** そのほかの方、いかがでしょうか。どうぞ、榎本委員。

**榎本委員** 今ごろ全般的な意見になってしまっていて恐縮なのですが、報酬等について上限を設けることは当然のことですし、4. で出ていた金額の多寡に応じて上限を軽減させるという、そういった措置も当然設けるべきではないかというふうに思っております。

あと、途中の論点で出てきたのですが、一定の率ではなくて軽減率を掛けるとしても、報酬の額があまりにも過大になったとき、そこはもう一回何かしら考慮する余地があるのではないか。次回に金額の基準みたいなものが出てくるかもしれませんが、余りに過剰な額に対しては、そういったことも加味して案を提示していただければと思っております。以上です。

**升田座長** そのほか。どうぞ、渡部委員。

**渡部委員** 今日お示しいただきました「総論」の部分については基本的に賛成でございます。

これまで、事案の性質上、なかなか裁判に乗らなかったようなものを裁判に乗せる消費者のための制度であるというところから、消費者の予見可能性を十分に確保した上での制度でなければならない、消費者にとって使いやすい制度でなければならないと思いますし、他方、団体側から見たときに、無理のない、十分に持続可能な制度でなければならない、また、あまり報酬が過大になってアメリカのクラスアクションの弊害みたいなことが起きてはならないというところで、その調整として上限額を示すなど、今日御提示いただいたところについては十分に賛成できると考えます。

ただ、問題は各論に落としたときにどうなるかでして、具体的な数字、あるいは例外的な事例の設定がどれだけできるのかなど、まだわからないところかなりございますので、恐らく次回の検討会での対象になるのかと思いますが、それについてはまた十分に検討させていただければと思います。以上です。

**升田座長** そのほかいかがでしょうか。

**大高委員** 澤委員からも御指摘をいただいたので。澤委員のおっしゃることは非常によくわかるのです。実際、弁護士の数もふえてきた中で、必ずしも適切ではない弁護活動をされる弁護士がいなくても限らないという御懸念もよくわかるころなのですが、一方で私が申し上げたかったのは、あまりに無理な上限額を設定すると、逆にそんな金額ではとてもやれないよということで御協力をいただける弁護士が限られてくるのではないかと。特に、今回新しい制度は差止めと違ってかなり広い弁護士の協力を仰がなければいけない場合も出てくると想定される中で、あまりにこれまでのボランティアマインドを前提にした制度設計をしてしまうと、結果的に永続的な制度にならないのではないかと、そういう問題意識です。最終的には具体的な金額で議論をされるべき話で、澤委員との意見の差異というのは収れんしていくのかもしれませんが、考え方としてはそういうところなのかというふうに私は思っております。以上です。

**升田座長** そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

大体今日予定しておりました検討事項は以上のおりですが、最後に参考人の方から何か御発言がありましたらどうぞ。どうぞ、磯辺参考人。

**磯辺参考人** 今日の御議論の中で、実は特定適格消費者団体を目指すに当たって一番懸念している点というのがあまり考慮要素として出てこなかったなと思っています。それは、二段階目の通知・公告をして、実際に何%の人から授権できるかという割合の問題です。非常に大きな事件で費用をたくさんかけて通知・公告をしました。しかし、実際に授権できた数は、絶対数ではほかの事件よりも多いかもしれませんが、非常に一部の割合にとどまったという場合に、その費用負担という問題がリスクとしてかなり出てくるなというふうに思っていて、そのあたりも考慮した上限額、報酬額の規定の設定を御検討いただければというふうに思います。

**升田座長** 伊藤参考人はいかがですか。

**伊藤参考人** 費用・報酬の上限を定めるという御議論があるわけですが、それはただ単に団体が受け取ることのできる費用を制限するというだけにとどまらなくて、大高委員もおっしゃったように、本制度を利用することのできる事案を画するという機能を相当程度有するのではないかというふうに、その上限の定め方によっては思いますので、本制度の趣旨が没却されるようなことのないように留意していただければというのがまずひとつあります。

それから、もうひとつの視点としましては、この制度を利用する事案というのは結構難しい事案が多くなるのではないか。というのは、現在、差止請求を適格消費者団体として行っているわけなので、当団体ですとこれまで40件以上申入れ活動というのをしております、ただ、そのうち訴訟に至ったのは1件のみということで、それなりに法律や裁判例に照らして明らかに不当だというようなものについては事業者の側も任意で改善をしてくれているという実態がございます。そうしますと、この制度になっても明らかに不当なというようなものについては事業者が訴訟に至る前に任意に自主的に返金をされるということが望ましいことだと思いますし、そういう方向になっていくのかなというふうに思います。

そうなりますと、訴訟を提起するものというのは、今までの法律や判例、裁判例に照らしても微妙なものです、どちらに結論が行くかわからないというようなものが訴訟の俎上に上がってくるのかなと。そうしますと、一審でも相当な労力がかかり、その後、高裁、最高裁と行く可能性が高いというふうに思っております、ですので、そういうかなりの労力のかかる事案が残っていくのではないかと、この点がまずひとつ。

その続きとして、第一段階目の手続において結論が出た場合、事業者に一定の責任がありますよという場合は、その段階で、また事業者の方が任意で自主的な返金をされるという対応をされる可能性が相当程度あるのではないかと。そうしますと、その対象消費者であるということが明確な消費者に關しましては自主的な返金をされる。しかし、証拠上明らかではないとか、そういう方については自主的な返金がされずに第二段階目に移る。となると、第二段階目に残る消費者の方というのは相

当な手間、労力をかけないと自己の権利が実現できないという可能性もあります。必ずしも第二段階目の手続までいかなくても自主的な返金が促されるということは本制度のメリットはあると思いますけれども、そういう困難な事例が多くなってくる可能性というのを考慮して上限の設定はされるべきではないかということを思います。

あと、たくさんになってしまいますけれども、届出の消費者の数が増えたら費用が逡減されるという考え方について、そういう事案もあるかなとは思いますが、必ずしもそうではない事案の場合もあるかと思えます。例えば、第一段階目の手続で事業者の責任が認められた対象消費者の要件がかなり限定的であった場合、一般の消費者の方からすると自分も対象になるのかなというふうに思えるけれども、実はすごく限られていてそうではないというような場合、例えば1,000人の方から自分が対象になるのではないかという問合せが来ても、実際、証拠を見させていただいたり、事情を聞いたりすると、実際は100人しか要件に当てはまらないという場合も当然あり得るわけです。そうすると、届け出消費者が100人ということにはなるわけなのですが、その背景では1,000人の方から話を聞いているという事案も当然あり得るかなというふうに思えますので、必ずしも届出消費者数の数に応じて一人当たりの費用が逡減されるということにはならない、むしろ人数が多くなければ付随する業務がふえて右上にカーブを描くように業務量と費用が増大するということが当然あり得ると思えますので、そういったことも考慮して定めていただければと思います。

あともう一点だけ。やはり不当かどうかというところで、どうしても団体、先ほど澤委員もおっしゃいましたが、今後どんな人たちが参入してくるかわからないという御懸念はあるのかなと思えます。ただ、現在の制度は、まず差止請求を行う適格消費者団体であることが大前提になっておりますので、そういった活動については全く報酬は発生しないという段階なのです。差止請求の段階では消費者からは費用をいただけませんので、そうしますと、そういった活動もしながら特定適格消費者団体になろうということになりますと、単にお金儲けをしようという人たちがこの団体になってということのをそれほど心配する必要もないのかな思っております。ただ、それは抽象的な話ですのであれですけれども。

今回、費用・報酬の基準というのは明確に公開されるということになりますし、当該事案についての具体的な費用・報酬というのは通知・公告する際に、授権する際はこれだけ費用がかかりますよということを公開して通知にも書いて説明をするということになっています。そうしますと、消費者としましては、メリットがなければ授権しないということになると思えます。自由競争が働くかどうかという問題はあるのですが、メリットがなければ授権しない、授権を受けなければ団体は第一段階目等で使った費用を回収できないということになるわけですので、おの

ずと適正な金額になっていかないと団体としても立ち行かなくなります。実際の団体実務をやる上では費用をどのように決めるかという際に考慮されることになると思いますので、不当な金額になるということはそれほど心配する必要もないのではないかとこのように私自身は思っております。

また、不当な費用で、先ほど座長から弁護士と依頼者との間で費用や報酬をめぐる争いがあるというお話がありましたけれども、依頼者と弁護士が個別の事件に関して委任する場合と、この制度で団体に授権する場合というのはおのずと違うのかなと思います。というのは、個別の事件の場合は、個々の関係でどうしても密室の中で決められるというか、

**升田座長** ちょっとよろしいですか。申しわけないのですけれども、個別の御意見を伺うという趣旨ではありませんので、そこはひとつ抑えていただきたいと思います。

**伊藤参考人** もうこれで最後にします。ということで、本制度の場合は、社会的な耳目も集めているという事件でありますので、その金額が本当に適正なのかという点では社会的な批判にいつもさらされているということになりますので、自ずと適正な金額になっていくということで、あまりがちがちに固め過ぎると制度趣旨を失うのではないかとこのことを強調しておきたいと思います。以上です。

**升田座長** それでは、ちょっと時間は早いのですけれども、最後に何か御発言ありましたらお願いします。もしなければ消費者庁から今後のスケジュールについての御説明をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは。

**加納制度課長** 本日もいろいろと御議論いただきましてありがとうございます。今日の議論を踏まえまして、次回、ある程度具体的なものがあつた方がイメージも湧いて議論もしやすいのではないかと思いますので、そういったものを用意した上で、今日は全体的な考え方の御議論をいただいたということですが、これを踏まえまして具体的にどういう基準というものがあつて得るかということについてたたき台をお示ししたいと思います。以上です。

また、これまでの検討会で御指摘いただきましたその他の事項についてもまとめてお返しをしたいと思います。予備日とさせていただいておりましたが、次回11月5日14時からの予備日は開催するというようお願いをしたいと思います。

また会場等の詳細は決まりましたら御連絡させていただきます。以上でございます。

**升田座長** どうもありがとうございます。本検討会では、御承知のように、12月にヒアリングを行うこととしております。ヒアリングの対象につきましては座長に御一任いただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なしとの声あり)

**升田座長** ありがとうございます。先ほど予備日の話がありましたけれども、12月につきましても全て開催の予定でありまして、その予定日にヒアリングの対象につきまして、どこをお願いするかということを含めまして決まりましたら、また連絡させ

ていただきたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。これにて閉会させていただきます。次回もよろしく願いいたします。

以上